

各
〔
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
〕
殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令について

「内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和8年内閣府令第9号)については、本日公布され、令和8年4月1日から施行されることとなった。

その趣旨及び内容は下記のとおりであるため、十分御了知の上、各都道府県知事等におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)、関係者、関係団体等に対して、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。)については、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和8年内閣府令第3号)による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「新設備運営基準」という。)第27条の小規模保育事業A型の基準において実施することとしているところである。

今般、「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」(令和7年6月10日国家戦略特別区域諮問会議)において、「原則として0～2歳を対象とする小規模認可

保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、・・・B型及びC型の事業所については、引き続き特区での実証や活用ニーズ等も踏まえて、全国展開の可否を検討する。その際、地域のニーズを広く把握するため、実証の場を拡大する観点から構造改革特区制度を活用する」とされていることを踏まえ、所要の改正を行うこととする。

(参考)「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」(令和7年6月10日国家戦略特別区域諮問会議)(抄)

● 小規模認可保育所における対象年齢の拡大

- ・ 原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、これに関する必要な規定を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が2025年4月に成立し、公布された。なお、全国展開の対象は、認可基準のうちA型の事業所とし、これに必要な府令の整備を2025年度中に行うとともに、B型及びC型の事業所については、引き続き特区での実証や活用ニーズ等も踏まえて、全国展開の可否を検討する。その際、地域のニーズを広く把握するため、実証の場を拡大する観点から構造改革特区制度を活用する。

※ 国家戦略特別区域小規模保育事業の認可基準(職員資格)は、A型:保育士、B型:1/2以上保育士、C型:家庭的保育者

第2 改正の内容

1 構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業の創設

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「特区法」という。)第2条第1項に規定する構造改革特別区域内において、満3歳以上の幼児(新児童福祉法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。)に係る保育(新児童福祉法第6条の3第7項第1号に規定する保育をいう。)の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業(満三歳以上限定小規模保育事業を新設備運営基準の規定(新設備運営基準第27条の小規模保育事業B型又は小規模保育事業C型に係る部分に限る。)に準じて行う事業をいう。以下同じ。)を行う必要があると認めて特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定(特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業は、新設備運営基準その他の法令の規定の適用については、新設備運営基準第27条の小規模保育事業B型又は小規模保育事業C型に含まれるものとする。

2 その他

構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、所要の読替規定の整備を行うとともに所要の改正を行うこと。

第3 構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業に係る連携施設の確保について

構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業を行う者は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う者と同様に、新設備運営基準第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないこと。なお、構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業を行う者については、新設備運営基準附則第3条の連携施設に関する経過措置が適用されないものであること。

第4 既存の小規模保育事業に関する通知の取扱いについて

既存の小規模保育事業に関する通知の構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業についての適用については、通知に別段の定めがある場合を除き、必要な読替えを行った上で小規模保育事業B型又は小規模保育事業C型に構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業を含めて適用されるものであること。